

天城町
配偶者等からの暴力の防止及び
被害者支援計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって	53
1 計画策定の趣旨	
2 計画の基本的な考え方	
3 計画の性格	
4 計画の期間	
第2章 配偶者等からの暴力について	55
1 配偶者からの暴力とは	
(1) ドメスティック・バイオレンスとは	
(2) ドメスティック・バイオレンスの特徴	
(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害	
(4) 根底にある男女の不平等な関係	
2 配偶者からの暴力の実態	
(1) 配偶者からの暴力の被害体験	
(2) 配偶者からの暴力に対する取組の現状	
3 配偶者等からの暴力に対する取組の状況	
(1) 国における取組	
(2) 鹿児島県における取組	
(3) 天城町における取組	
第3章 計画の体系	58
第4章 計画の内容	59
【重点的に取り組むこと】	
I 暴力を許さない社会づくりに向けた取組	
II 安心して相談できる体制の確立に向けた取組	
III 被害者の安全と安心の確保するための取組	
IV 被害者の立場に立った生活支援に向けた取組	
V 被害者である子供や若者に向けた取り組み	
第5章 計画の推進体制	68
<u>参考資料</u>	69

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者は、多くの場合女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。本町は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）及び県の配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画に基づき、すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野に平等に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

配偶者等からの暴力の根絶に向けては、国・県及び関係機関・団体と連携を図りながら、一体となって取り組みをすすめるとともに、町民一人ひとりが、暴力を許さない地域社会づくりに努めることが重要であり、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への適切な保護に関する取り組みを、総合的・体系的に推進するための計画として「天城町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。

2. 計画の基本的な考え方

【めざすべき姿】

暴力を許さない

誰もが安心して暮らすことができる地域社会

【基本理念】

- いかなる場合でも暴力は許されず、誰もが安心できる環境のもと、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為であり、社会的な問題です。
- 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶に向けては、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障がいの有無等を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- 国、県及び近隣市町村、民間団体、町民との連携・協力を図ります。

3. 計画の性格

- (1) この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、地域の特性を考慮し、町民の意見を反映するため、平成24年実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果や天城町男女共同参画推進会議における議論などを踏まえて策定しています。
- (3) この計画は、天城町総合振興計画との整合性を図りながら「天城町男女共同参画基本計画」と一体的に策定します。

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、実施事業は5年間で区切りとしています。

ただし、「配偶者暴力防止法」が改正された場合や、国が示した「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章 配偶者等からの暴力について

1. 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）とは

（1）配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）とは
配偶者，恋人，同棲相手，元配偶者，以前つきあっていた恋人など，親密な関係にある，またはあった者からふるわれる暴力のことです。

配偶者等からの暴力には，殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力，心ない言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力，嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力，経済力を奪う等経済的な暴力など様々な形態が存在します。

（2）配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）の特徴

配偶者等からの暴力は，外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや，「家庭の問題」，「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく，周囲も気づかないうちに暴力が激化ならびに継続化しやすいという特徴があります。

（3）犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）は，社会的，経済的，肉体的に優位に立つ者が，立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり，個人的な問題の範囲を超え，犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

（4）根底にある男女の不平等な関係

私たち一人ひとりの個人は，社会構造の影響の中で生活しています。性別による固定的な役割分担意識，経済力の格差，上下関係など男女が置かれている状況等により，女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識や，夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方などが社会の根底にあり，暴力を生み出す背景になっています。

2. 配偶者からの暴力の実態

本町が24年に実施した「男女協同参画に関する町民意識調査」によると，18.9%の人が，配偶者から何らかの暴力を受けた事がある，と回答して

います。その内5.2%の人が何度もあったと回答しています。

また、配偶者等から暴力を受けた経験があると答えた人に、その相談先について尋ねたところ、「どこにも、だれにも相談しなかった」と回答した人が48%と最も高く、暴力が潜在化しやすい傾向にあることがわかりました。

3. 配偶者等からの暴力に対する取り組みの現状

(1) 国における取組

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、「配偶者暴力防止法」を制定。これにより、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。

●平成16年改正

1. 「配偶者からの暴力」定義の拡大
2. 保護命令制度の拡充（元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令の期間の拡大等）
3. 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施
4. 被害者の自立支援の明確化等
5. 警察本部長等の援助
6. 苦情の適切かつ迅速な処理
7. 外国人、障がい者等への対応

●平成19年改正

1. 市町村基本計画の策定
2. 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
3. 保護命令制度の拡充（電話等を禁止する保護命令等）
4. 裁判所からの支援センターへの保護命令の発令に関する通知

(2) 鹿児島県における取組

平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」第9条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を明記し、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

平成18年3月「配偶者暴力防止法」に基づき、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、この計画に則り、市町村、関係

機関等との連携のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援の取組を進め、同年、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターとして指定し、さらに平成19年には、県内のすべての地域におけるDV被害者の相談・支援体制の充実に資するよう、各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定しました。

平成19年7月「配偶者暴力防止法」の改正、平成20年1月、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われたことにもない、これらの改正の内容やこれまでの県の取組状況を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実を図るために、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改訂を行いました。

(3) 天城町における取組

本町では、大島支庁徳之島事務所福祉課、警察署等、関係機関と連携し配偶者等からの暴力の相談に対応していますが、本計画の策定を機に、相談に携わる職員への配偶者等からの暴力に関する理解の促進の研修を徹底する等、被害者の立場に立った相談体制の充実に努めます。

第3章 計画の体系

【めざすべき姿】

暴力を許さない

誰もが安心して暮らすことができる地域社会

【重点的に取組むこと】

I 暴力を許さない社会づくり

- 1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
- 2 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進

II 安心して相談できる体制の確立

- 1 相談体制の整備と充実
- 2 被害者の立場に立った関係機関との連携強化

III 被害者の安全と安心の確保

- 1 被害者の保護と安全確保
- 2 早期発見による被害者の安全確保

第4章 計画の内容

重点的に取り組むこと

目次

1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

「地域、家庭教育における人権教育の推進」

暴力の防止に資するよう、地域や家庭において、男女の人権の尊重に基づく人権教育を促進するため自治会や家庭に対して広報・啓発に努めます。

「学校、幼稚園等における人権教育の推進」

暴力の防止に資するよう、学校、幼稚園の教育の場において、人権意識を高める教育や、男女の人権の尊重に基づく教育を推進するため教育関係者にむけた広報・啓発に努めます。

「職域における人権教育の推進」

暴力の防止に資するよう、職域において男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて商工会等関係機関と連携するなどあらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。

「法教育の推進」

人権意識の確立に向け、法律についての知識を持ち、日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために活用できるよう、広報誌や町ホームページなどを活用して法教育の推進に努めます。

「多様な機会を捉えた広報・啓発の推進」

暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報誌や町のホームページなどを活用した広報を実施すると共に、多くの町民が集まる検診や成人式等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発に努めます。

2 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進

「広報誌やホームページ等を活用した啓発の実施」

配偶者からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、町ホームページ、広報誌などを活用し、広く町民に対する啓発活動を実施します。

「啓発リーフレットの活用」

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、国・県・関係機関や民間団体が作成した啓発用リーフレットを配布します。

「講演会や研修会等の開催による啓発の実施」

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、講演会や研修会を実施します。

「講演会等に参加する人への配慮」

誰もが参加しやすいように、特に町の情報に接する機会が少ない若年層に配慮した講演会や講座の案内の発信について検討し開催します。

「書籍やビデオ等の関連情報の提供」

配偶者からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、教育関係や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等関連情報の提供を行います。

「女性に対する暴力をなくす運動（11月）の周知」

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた町民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、広報・啓発を進めます。

重点的に取組むこと

II 安心して相談できる体制の確立

1 相談体制の整備と充実

「安心して相談できる環境・相談体制の整備」

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりを進めるとともに、民生委員や児童委員等と連携して、気軽に相談できる体制の整備に努めます。

「被害者への各種相談窓口の周知」

被害者の安全確保に対する配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めます。

「外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供」

使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関を把握し、確実にその機関に情報提供するよう努めます。

「支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施」

支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。

○支援機関職務関係者（教育相談員，スクールカウンセラー，民生委員・児童委員，消費生活相談員，人権擁護委員等）

「町担当職員を対象とした研修の実施」

被害者と接する可能性のある町職員が，配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで，被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう，研修の機会と内容の充実を図ります。

「相談員等支援者ケア」

被害者へのより良い支援を行うために，支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに，組織としても，その職務の特性に配慮して支援者ケアに取り組みます。

2 被害者の立場に立った関係機関との連携強化

「支援関係機関・団体の連携強化」

被害者の相談に総合的かつ迅速に対応するために、関係機関・団体の連携強化を図ります。

「役場各課の連携体制の強化」

被害者の相談に迅速な対応ができるよう庁内関係各課の連携体制の強化を図ります。

「医療機関とその他支援関係機関との連携協力」

被害者の相談に迅速な対応ができるよう、関係機関連絡会議を定期的
に開催し情報の共有化を図ります。

「支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備」

休日や時間外に対応できる支援機関を把握する等、連絡体制一覧表の
作成と支援関係機関への配布を行います。

重点的に取組むこと

Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

1 被害者の保護と安全確保

「消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応」

患者の状況から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます。

「被害者の一時避難への支援」

被害者の一時避難のための経費を予算化し、支援関係機関・団体と連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。

「警察の緊急通報装置貸出制度」

被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出について情報提供を行います。

2 早期発見による被害者の安全確保

「配偶者からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への研修」

被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりを進めるために、消防（救急）職員、民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育分野等、各関係者を対象とした配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着等をはかる研修を実施します。

「地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見」

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員等は、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。

「育児・介護サービスの提供者による早期発見」

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、守秘義務に十分に配慮し、被害者の意志を尊重しながら、適切な支援を受けられよう支援関係機関につないでいくよう努めます。

3 被害者の安全を守る個人情報の保護

「各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底」

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関等、関係機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。

「教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理」

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、転校先や居住地等の守秘義務について周知徹底を図ります。

「被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり」

被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要のある機関・部署において情報管理のルールを定め遵守します。

「町職員や各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進」

個人情報を扱う町職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、配偶者等からの暴力についての理解を促進する研修を実施します。

4 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

「配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度の広報」

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

「医療関係者への通報・通告制度の周知徹底」

日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者による通報等は守秘義務違反に問われることがないことなど、制度の周知を図り配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着に努めます。

「ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申出制度等の情報提供」

配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関と連携し、被害者及び関係者への制度に関する情報提供と、その利用に当たっての支援を行います。

「保護命令制度の広報と申し立てに関する支援」

配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行います。

「住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用」

住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。

「医療保険制度の適切な運用」

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用します。

5 支援者の安全確保

「警察との連携・協力」

相談員などの支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。

「支援者の個人情報管理の徹底」

相談員などの支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。

重点的に取組むこと

IV 被害者の立場に立った支援

1 安心した暮らしを守るための生活的・経済的支援

「生活保護、児童扶養手当等の各種経済的支援制度の活用」

経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。

「各種保育サービスの情報提供・利用支援」

各種保育サービスや相談事業の情報を提供し、育児の負担軽減を図ります。

「ハローワークにおける職業相談・指導、職業紹介、求人情報の提供」

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。

「就職のための技能修得等の情報提供」

就職に必要、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。

「自立困難な被害者への対応」

心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、個々の状況に応じて福祉施設等への入所を支援します。

2 住宅確保のための支援

「公営住宅等への優先入居」

住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努めます。

重点的に取組むこと

V 被害者である子供や若者への支援

1 配偶者等からの暴力のある家庭に育った子供への支援

「配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知」

加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。

「地域のあらゆる主体における子供の見守りの推進」

子供に係わる学校や幼稚園、保育、医療関係機関、地域住民など様々な立場の者が子供の様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し関係機関との連携により適切な対応をとれるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。

「学校や幼稚園，保育所，児童クラブ等への就学や入所の支援」

町，教育委員会，学校等は加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動できない子どもが，現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校，入所等できるよう支援します。

「健康診査・予防接種等実施への配慮」

加害者からの追跡等があつて現住所地に住民登録していない子どもについても，現住所地で健康診査や予防接種が受けられるよう配慮します。

2 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

「デートDV防止に関する広報・啓発の実施」

デートDV防止に関する研修等を実施し，教育現場や地域社会，家庭におけるデートDV防止に向けた取組を進めます。

「問題解決を暴力に頼らない教育の推進」

個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち，問題解決を暴力に頼らない教育を学校教育などの関係機関と連携して進めます。

「被害者に関する適切なケア」

教育関係者や保健医療関係者等デートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が，被害者の早期発見と適切なケアにあたれるように努めます。

第5章 計画の推進体制

